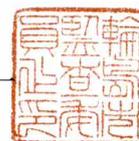


輪島市監査公表第21号

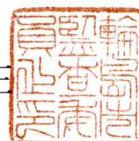
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年1月9日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象公民館

令和元年11月27日（水） 輪島市立町野公民館

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

### 4 監査の範囲及び方法

平成30年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、町野公民館において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

### 5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象公民館に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公金に関し、預貯金通帳を整理するとともに、現金の取扱いや出納簿の確認は複数人で行っていただきたい。

○出勤簿の様式が変更となったが、旧様式との併用がみられることから、整合が取れるよう整理していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。